## 令和7年度 保育認定(2・3号認定)利用者負担額表

階層区分 .		保育料(3~5 歳児)		保育料(0~2 歳児)		【注】第 2 子 保育料(0~2 歳児) 下記(2)参照		
		PR/01 12/2	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
			(7:00~18:00)	(8:30~16:30)	(7:00~18:00)	(8:30~16:30)	(7:00~18:00)	$(8:30\sim16:30)$
1		生活保護世帯	0円	0 円	0 円	0 円	0 円	0円
2	A	町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	0円	0円	0 円	0 円	0円	0 円
	В	町民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3	A	町民税所得割課税額 48,600 円未満 【かつ特定世帯】	0円	0 円	6,300 円	6,300 円	0円	0円
	В	町民税所得割課税額 48,600 円未満	0円	0円	13,600 円	13,500 円	0円	0円
4	A	町民税所得割課税額 77,101 円未満 【かつ特定世帯】	0円	0 円	6,300 円	6,300 円	0円	0円
	В	町民税所得割課税額 97,000 円未満	0円	0円	21,000 円	20,700 円	0円	0円
	5	町民税所得割課税額 169,000 円未満	0円	0 円	31,100円	30,700 円	0円	0円
	6	町民税所得割課税額 301,000 円未満	0円	0円	42,700 円	42,000 円	0円	0円
	7	町民税所得割課税額 397,000 円未満	0円	0円	56,000 円	55,100 円	0円	0円
8		町民税所得割課税額 397,000 円以上	0円	0 円	62,200 円	61,100 円	0 円	0 円

※利用者負担以外でかかる費用(新入園児の通園バッグ、帽子、連絡帳等)について、実費徴収がある場合があります。

- (1)特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯等をいいます。
- (2) 小学校就学前の範囲(※)において、最年長の子どもから順に、2人目以降は無料(【注】第2子保育料(O~2 歳児)参照)となります。
- ※ 以下に該当する場合は、小学校就学後も含めて生計を一にしている子どもの内、最年長の子どもから2人目以降は無料となります。
  - ア. 所得割課税額 57,700 円未満の世帯(第3階層 B、第4階層 Bの一部)
  - イ. 特定世帯に該当し、所得割課税額77,101円未満の世帯(第3階層A、第4階層A)
- (3) 所得割課税額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、寄附金特例控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
- (4) 園によっては、標準時間は7:30~18:30、短時間は8:30~16:30となります。

裏面あり

## 【保育料の算定方法について】

4月 5月 6月 7月 8月(9月)10月 11月 12月 1月 2月 3月

所得による前年度の町民税課税額で今年度の町民税課税額で保育料を算定算定保育料を算定

- 〇令和7年4月分から令和7年8月分までの保育料
- ⇒ 令和6年度市町村民税額(令和5年1月~令和5年12月の所得に基づき課税されるもの)により決定 ○令和7年9月分から令和8年3月分までの保育料
  - ⇒ 令和7年度市町村民税額(令和6年1月~令和6年12月の所得に基づき課税されるもの)により決定

## 副食費の実費徴収について

保育認定を受けた3~5歳児については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

ただし、保育所等の給食費のうち副食費(おかず代等)については、保育料の無償化後も引き続き保護者の皆様のご 負担となります。

副食費の金額は、町内の保育所等の2号(保育)認定子どもについては、月額4,500円です。(1号(教育)認定子どもや、町外の保育所等の認定子どもの副食費の金額については、直接各園にお問い合わせください。)なお、3号(保育)認定子ども(0~2歳児)については、保育料の中に副食費が含まれています。

## 副食費の免除制度について

副食費については、免除制度があり、免除対象者は、保育認定を受けた3~5歳児のうち、次に該当する子どもです。

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども(詳しくは下記「免除対象表」のとおり)
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども(※1)

<免除対象表>

			第1子	第2子	第3子以降(※1)	
1		生活保護世帯	0	0	0	
2	Α	町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	0	0	0	
	В	町民税非課税世帯	0	0	0	
3	Α	町民税所得割課税額 48,600円未満 【かつ特定世帯】	0	0	0	
(3)	В	町民税所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	
4	Α	町民税所得割課税額 77,101円未満 【かつ特定世帯】	0	0	0	
4	В	町民税所得割課税額 97,000円未満	△(※2)	Δ(※2)	0	
(5)		町民税所得割課税額 169,000円未満	×	×	0	
6		町民税所得割課税額 301,000円未満	×	×	0	
7		町民税所得割課税額 397,000円未満	×	×	0	
8		町民税所得割課税額 397,000円以上	×	×	0	

○:免除対象 ×:免除対象外 △:(※2)参照

(※1)第3子以降の子どもの算定基準については、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降は免除対象となります。

(※2)第4階層Bについては、所得割課税額が57,700円未満の世帯は免除対象となり、所得割課税額が57,700円以上の世帯は免除対象となりません。